

私と同学の、つまり労働問題・社会政策専攻の友人で、九州のある大学で教員をやっていた人が定年から何年も前にこの3月で退職した。その理由がショッキングなものだった。「生きているうちに本を読みたいから」という理由からの大学教員辞職である。昨今の日本の大学は多事多難で、本が読めるから大学教員になるという常識はもはや通用しない。少なくとも、大学組織の一員として、「改革」課題をそれなりに担おうとする誠実な人柄であれば、次々と出版される内外の文献を読んでいる時間は作れないということだ。

大学は改革されねばならない。しかしそれは、停滞ときには腐朽の、それ自体改革されねばならない民間企業に似せて組織改革を行うことではない。ところが今日現在、参議院で審議され6月18日の会期期限までに成立されようとしている国立大学法人化法案の眼目の一つは、民間企業に似せて大学を変えようとするものだ。学外者（おそらく中央政界、官界、財界の線で送り込まれる人々が支配的となろう）が半数を占める選考機関で選ばれる学長が、日本企業の社長的な絶対権限を振るう仕組みだ。教育公務員特例法で規定されている教員任免権が中軸となる教学権を持つ教授会に相応する規定は無い。

大学の経営形態を問わずに適用される学校教育法59条は「重要な事項を審議するために教授会をおかねばならない」とあるが、学校教育法にはこの「重要な事項」の定義規定を欠き、教授会に教員任免の審議権があるとはされていない。従って、私立大学のかんりの教授会は従来からずーと教学権を持たず、学長・理事長周辺のトップが教員の任免権を持っている。文部省が推奨するトップダウンの大学運営は、スキャンダルでよく話題になるような私立大学（例えば帝京大学）の従来からの姿であって、別に新機軸の構想ではない。これでは良い大学に成れないとして、世間で権威あるとされる私立大学は、国公立大学と同じように教授会審議を基礎にして大学運営を行ってきたのである。「全共闘」運動が、教授会自治解体を叫んでいた時代に、日本大学や明治大学は教授会に教学権を確立する「大学民主化」を行った。いまの大学法人化はそれとは逆の流れである。現在、大学式典で「君が代」斉唱をやっているような国公立大学は法人化に伴って、世評的に権威のない私学と同様の、教授会に権限のない大学へ容易に「改革」されてしまうだろう。私学でもこの逆の流れがいま始まっている。鹿児島国際大学では昨春、学長が気に入らない人を採用する人事を進めたことが問責されて教員3名が懲戒解雇される事件がおきた。その過程で採用人事のルールを学長専権的なものに変更し、教授会から人事権を取り上げてしまったごとくだ。

大学法人化は基本的には独立行政法人の枠組みで行われる。この枠組みの思想は、構想と執行を分離し、一線の現場労働者には考えさせず、ただ上あるいは外から与えられた課題を成果評価に基づく貨幣給付刺激で執行させるだけというテラー主義に酷似している。研究教育労働展開の具体的姿それ自体の内容吟味を教授会にさせずに、大学外から与えた課題の遂行程度を評価して大学への予算配分、教員個人の賃金高低と雇用の安定性を左右する。こんなことで、日本の高等教育は発展するのだろうか。否、という他ない。

以上のことはメディアでは殆ど問題にされていない。企業の採用政策によって4年ゼミなどが成立せず、産業が大学を破壊していることを指弾する声も全くない。財界あるいは文部省当局発表の言い換えジャーナリズムのもとで苦悶している大学に声援を！（2003/05/30）